



税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒210-8531 川崎市川崎区榎町3-18 Tel.044(222)7531(代表)
※お電話は、自動音声によりご案内しております。

確定申告書が、自宅のパソコン・プリンターで作成可能！ 国税庁ホームページをご利用ください！

書面提出で作成する場合をご案内します。

- ① 国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」へアクセス
- ② **書面提出** を選択したら、画面に従って必要事項を入力
- ③ あとは、自宅のプリンターやコンビニで印刷したら、税務署へ郵送

スマホ・タブレット端末
でも作成できます
自宅・コンビニで印刷可!!



1 作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコン等から、「確定申告」で検索して、「確定申告書等作成コーナー」へ

2 必要事項を入力

画面の案内に従って、金額等を入力して申告書等を作成

3 申告書を提出

自宅のプリンター等で印刷し、署名押印の上、添付書類とともに税務署へ提出

※ インターネットでも送信できます。詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



医療費控除を受けるための手続きが変わりました！

- ◎ 平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『**医療費控除の明細書**』の添付が必要となりました。
(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
 - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注) 平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

本人確認書類も毎年必要！



申告書にはマイナンバーの記載が必要です！



- ◎ 平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は**税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
 - ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。
 - ※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

平成 29 年分の申告と納税の期限

- 所得税及び復興特別所得税 ○ 贈与税 ⇒ 平成 30 年 3 月 15 日 (木)
- 個人事業者の消費税及び地方消費税 ⇒ 平成 30 年 4 月 2 日 (月)

※ 申告と納税の期限を過ぎると加算税や延滞税がかかる場合があります。

税理士による無料申告相談を実施します

～早期に申告書を作成・提出できます～

税務署の申告書作成会場開設日より前に、次の日程で実施します。

(駐車場は台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いします。)

期 間	会 場	所 在 地	時 間
1月31日(水) ～2月9日(金) ※土・日を除きます。	幸区役所 4階会議室	川崎市幸区 戸手本町 1-11-1	9:30～15:30 (相談員の昼休み有り) ※ 整理券が無くなり次第受付終了
対象者	①小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税 ②年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税 (2/8・2/9は②のみ)		
右記に該当の場合は、 税務署等でご相談ください。	①土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合や贈与税の申告をされる場合 ②初めて住宅ローン控除を受ける場合 ③所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合		

- 当日の予定人数に達しましたら、整理券の配付は終了させていただきます。
- 申告書等の提出のみの方は、当会場では受け付けられませんので、直接税務署に提出(郵送可)してください。
- 確定申告に必要な源泉徴収票などの書類、計算器具、筆記具、印章、前年の確定申告書等の控え及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類及び身元確認書類(表面を参照))の写し等をご持参ください。
- 時期により相談日が過ぎている場合がございますのでご了承下さい。
- 2月8日(木)及び2月9日(金)は、税理士会独自事業確定申告無料相談となります。

申告書作成会場の開設日程

混雑の状況によっては、長時間お待ちいただく場合があります。

期 間	会 場	時 間
2月14日(水)～3月15日(木) ※土、日を除きます。(注)	川崎南税務署	【作成】 9:15～17:00 【提出】 8:30～17:00

(注) ただし、2月18日(日)及び2月25日(日)は開場する予定です。

- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく16時までにお越しください。
- 2月14日からの数日間と3月12日～3月15日は大変な混雑が予想されます。
- 医療費控除を受けられる場合は、「医療費控除に関する明細書」の添付が必要です。事前にご自宅等で記入してお持ちください。
- 税務署へのお車での来署はご遠慮ください。

